

令和8年度東近江市L Pガス料金負担軽減支援金

[第1回目]

値引き支援事業 申請の手引き

＜東近江市の値引き支援事業の案内は、滋賀県の同事業にご協力いただいた皆様に送付させていただきました＞

東近江市にお客様がいらっしゃる場合は、申請からになりますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします

令和8年 8月21日制定

令和8年10月19日送付

一般社団法人滋賀県L Pガス協会

【 目 次 】

第1章 趣旨	1
第2章 用語の定義	1
第3章 事業の概要	1
3-1 事業の目的	1
3-2 事業の制度	1
3-3 事業の期間	1
第4章 値引きについて	1
4-1 値引き期間	1
4-2 値引きの方法	2
4-3 値引き対象の一般消費者等の要件	2
第5章 LPガス販売事業者への支援について	2
5-1 支援金の交付対象となるLPガス販売事業者の要件	2
5-2 支援金の交付額	3
第6章 申請等の手続き	3
6-1 申請等の流れ	3
6-2 支援金交付の申請（交付要領第5条）	3
6-3 交付決定内容の変更（交付要領第9条）	4
6-4 状況または実績の報告（交付要領第12条または第13条）	4
6-5 精算払い請求（交付要領第15条）	5
6-6 概算払い請求（交付要領第15条）	5
6-7 事業の中止または廃止（交付要領第10条）	5
6-8 交付申請の取り下げ	5
6-9 申請等の書類一覧	6
第7章 留意事項	6
7-1 申請にあたっての心得	6
7-2 支援金の交付等ができない者	6
7-3 証拠書類の保存および立入検査等	7
7-4 事業者情報の変更	7
7-5 個人情報等の取扱い	7
第8章 事業を行う上での注意点	7
8-1 申請・報告の注意点	7
8-2 値引きの注意点	8
8-3 その他の注意点	10

添付書類

申請書記載例	11～22
--------	-------

第1章 趣旨

この手引きは、令和8年度東近江市L Pガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。

第2章 用語の定義

この手引きにおいて使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「協会」とは、一般社団法人滋賀県L Pガス協会
- (2) 「一般消費者等」とは、次のいずれかに該当する者
 - ① 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等
 - ② ガス事業法第3条の登録を受けた者からL Pガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が、液化石油ガス法第2条第2項に該当する者
- (3) 「L Pガス販売事業者」とは、次のいずれかに該当する者
 - ① 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者
 - ② ガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にL Pガスを販売する者

第3章 事業の概要

3-1 事業の目的

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、一般消費者等にL Pガス料金の値引き（以下「値引き」という。）を行ったL Pガス販売事業者に対して、その値引き原資（以下「支援金」という。）を交付することにより、L Pガス料金の高騰によって影響を受ける一般消費者等を支援することを目的としています。

3-2 事業の制度



3-3 事業の期間

支援金は、令和8年12月検針分にかかるL Pガス料金の値引きに対して交付されます。

第4章 値引きについて

4-1 値引き期間

値引きの対象となる検針の期間は、令和8年12月検針分とします。原則1日から同月末日までに検針したものを同月検針分とします。

4-2 値引きの方法

- ① 値引き額は、1の一般消費者等について、1の検針に係る請求あたり上限 770 円（消費税を含む）とします。
- ② 値引きの対象となる検針は、1月に1回とします。
- ③ 値引きは、検針月の翌月末日までの請求で行ってください。
- ④ LPガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額への値引きは、支援金の交付の対象となりません。
- ⑤ 請求書、検針票、別紙等に値引き額およびLPガス料金値引き事業による値引きである旨（「東近江市による支援値引き」「東近江市LP支援」など）を記載してください。記載のない値引きは支援金の交付の対象となりません。

4-3 値引き対象の一般消費者等の要件

支援金の交付を受けることができる値引き対象の一般消費者等は、次のすべての条件を満たす一般消費者等とします。

- ① 次のいずれかに該当する者 ※工業用等に使用する者は対象外
 - ・液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等
 - ・ガス事業法第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が液化石油ガス法第2条第2項の規定に該当する者
- ② 値引き対象となる検針月に、支援金の交付を受けようとするLPガス販売事業者と、LPガスの販売契約を締結している者
- ③ LPガスを計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積販売（以下「体積販売」という。）により供給を受ける者 ※質量販売は対象外
- ④ 体積販売に係るガスメーターが東近江市内に設置されている者 ※東近江市外にガスメーターが設置されている者は対象外
- ⑤ 国および地方公共団体の庁舎でない者
※ただし、公の施設であっても、契約者が国および地方公共団体でない者（指定管理者等）は値引き対象とする

第5章 LPガス販売事業者への支援について

5-1 支援金の交付対象となるLPガス販売事業者の要件

支援金の交付を受けることができるLPガス販売事業者は、次のいずれにも該当する者としてします。

- ① 第2章（3）に規定するLPガス販売事業者
- ② 交付要領の別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に該当しない者
- ③ 交付要領の別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」の誓約に反しない者
- ④ 交付要領の別紙3「LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項」に同意できる者

5-2 支援金の交付額

(1) 値引きに対する支援金の額

値引き額を消費税率で割り戻した額を支援金の額とします。1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

値引きに対する支援金の額＝値引き額÷1.1

例①：値引き額が 132,000 円の場合、L P ガス販売事業者への支援金の額は
120,000 円

$$132,000 \text{ 円} \div 1.1 = 120,000 \text{ 円}$$

例②：値引き額が 131,180 円の場合、L P ガス販売事業者への支援金の額は
119,254 円

$$131,180 \text{ 円} \div 1.1 = 119,254.545455 \text{ 円} \rightarrow 119,254 \text{ 円}$$

(2) 値引きのための経費支援の額

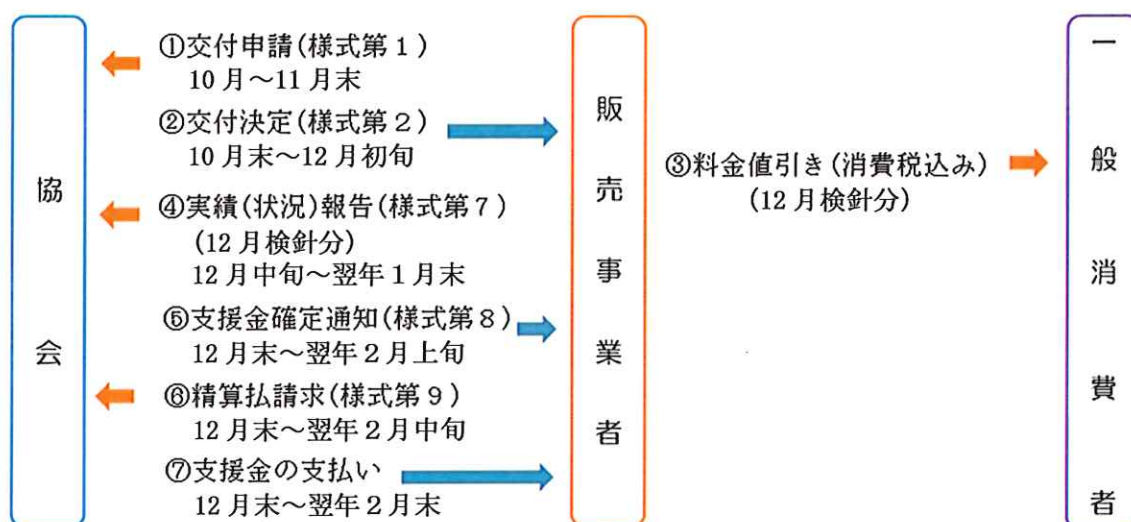
L P ガス販売事業者の値引きのための経費として、値引きをした一般消費者等の数に対して、次の額を支援します。

300 円（非課税）×値引きを行った一般消費者等の数（ただし、120 万円を上限とする）

なお、「値引きを行った一般消費者数」は12月検針分で値引きを行った一般消費者の数とします。

第6章 申請等の手続き

6-1 申請等の流れ



※1：申請は、11月30日まで随時受付

※2：値引きは「②交付決定」を受けてから行うこと。交付決定を受けない値引きには、支援金を交付できません。

6-2 支援金交付の申請（交付要領第5条）

支援金の交付を受けようとする者は、次により申請してください。

(1) 提出書類

- ① 様式第1「交付申請書」
- ② 様式第1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」
- ③ 標準的な料金メニュー

(2) 申請の期限

申請を受け付け、交付決定を行うまでに15日程度（申請状況によっては、15日以上を要する場合があります。）の審査期間を要します。値引きを行おうとする15日前までに余裕をもって協会あてに申請してください。

(3) 留意事項

- ・ 交付申請書は2ページありますので、ご注意ください。
- ・ 値引きは、交付申請の後、様式第2「交付決定通知書」を受けてから行ってください。交付決定を受けない値引きは、支援金を交付できません。

6-3 交付決定内容の変更（交付要領第9条）

様式第2「交付決定通知書」の内容を変更しようとするときは、次により申請してください。

(1) 提出書類

- ① 様式第3「変更承認申請書」
- ② 様式第1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」

(2) 申請の期限

変更の値引きを行おうとする14日前まで

(3) 留意事項

値引きを行う一般消費者等の数の減少または30件未満の増加については、変更承認申請の必要はありません。

6-4 状況または実績の報告（交付要領第12条または第13条）

値引きを実施したときは、次により報告してください。

(1) 提出書類

- ① 様式第7「実績（状況）報告書」
- ② 値引き実績の内容を証するものとして、次のいずれか（できるだけアまたはイで提出）
 - ア 値引きを行った全ての一般消費者等について、使用者名、使用量、請求額および値引き額が明示された請求書または検針票で、スキャナ等で電子化されたもの
 - イ 様式第7-1「値引きを行った一般消費者等の一覧」
 - ウ 値引きを行った全ての一般消費者等について、使用量、請求額および値引き額が明示された請求書または検針票の写し（書面）

(2) 提出の期限

値引きの完了後（当該月の検針に係る請求書の発行を完了したとき）、30日以内

(3) 留意事項

- ・ 実績（状況）報告書は2ページありますので、ご注意ください。
- ・ 報告のあった請求額を確認するため、協会が無作為に指定する10件程度について入金明細書の写しの提出を求めます。また、値引き実績の内容を証するものとして、(1)②イによる場合は、無作為に指定する10件程度について、請求書または検針票の写しの提出を求めます。

6-5 精算払い請求（交付要領第15条）

12月検針分の値引きに係る実績報告を受けた後に、協会は支援金の額を確定しLPガス販売事業者へ通知します。LPガス販売事業者は、支援金の額の確定通知を受けた後に、次により支援金を請求してください。

（1）提出書類

様式第9「精算払請求書」

（2）提出期限

支援金の額の確定通知を受領してから10日以内

（3）留意事項

精算払請求書を受領した後に、支援金を支払います。

6-6 概算払い請求（交付要領第15条）

支援金の交付決定を受けたLPガス販売事業者は、値引きを行う前に支援金の交付を受ける（以下「概算払い」という。）ことができます。概算払いを受けないと値引きができない場合は、次により請求してください。

（1）提出書類

様式第10「概算払請求書」

（2）提出期限

概算払いを必要とする10日前

（3）留意事項

次回検針分の値引き予定額の前払（値引き予定額÷1.1）を上限に交付します。支援金の確定額を超える概算払いを受けた場合は、協会が定める返還期限までに差額を返還してください。

6-7 事業の中止または廃止（交付要領第10条）

値引きを中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ様式5「中止（廃止）承認申請書」を提出し、承認を受けてください。

6-8 交付申請の取り下げ

支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内かつ値引きを行うまでに、書面をもって申し出てください。

6-9 申請等の書類一覧

書類名称	様式	交付要領	提出を要する場合
交付申請書	様式第 1	第 5 条	支援金の交付を受けようとするとき
要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧	様式第 1 - 1	第 5 条	交付申請書の添付書類
変更承認申請書	様式第 3	第 9 条	支援金の交付の決定を受けた内容を変更しようとするとき
中止（廃止）承認申請書	様式第 5	第 10 条	値引きを中止または廃止しようとするとき
事故報告書	様式第 6	第 11 条	値引き事業（実績報告を含む）が予定の期間内に完了できない、または遂行が困難となった場合
実績（状況）報告書	様式第 7	第 12 条 第 13 条	値引きを実施したとき
値引きを行った一般消費者等の一覧	様式第 7 - 1	第 12 条 第 13 条	実績（状況）報告書の添付書類
精算払請求書	様式第 9	第 15 条	支援金の額が確定した後に、支援金を請求するとき
概算払請求書	様式第 10	第 15 条	支援金の額が確定する前に、支援金を請求するとき

第7章 留意事項

7-1 申請にあたっての心得

この支援金は、国の交付金を財源とし、物価高騰の影響を受ける生活者の支援が目的となっていることから、国および東近江市から、支援金の交付の適正な執行が求められています。交付要領を十分に確認のうえ、申請をしてください。

なお、交付要領および本手引きに違反する不正行為は、交付決定の取り消しとなるだけでなく、支援金の交付を受けた額に加算金を課して返還を求められます。

協会から資料の提出や修正の指示があった場合には、速やかに対応してください。

7-2 支援金の交付等ができない者

次のいずれかに該当するLPガス販売事業者は、値引きに対する支援金を受けることができません。また、支援金の支払い後であっても支払い額に加算金を課した額の返還を求められます。

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定された場合
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行った場合
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いた場合

- ④ 故意に申請または報告情報等に虚偽の記入を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない支援金を受け、または受けようとした場合
- ⑤ 交付要領に違反または交付要領に基づく指示に違反した場合
- ⑥ 支援金をこの事業以外の用途に使用した場合
- ⑦ この事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- ⑧ 交付要領の別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

7-3 証拠書類の保存および立入検査等

(1) 証拠書類の保存

この事業の経費に係る帳簿、証拠書類等については、令和14年3月31日まで保存しておいてください。

(2) 立入検査等

協会、東近江市および会計検査院は、この事業の期間中または事業終了後において、LPガス販売事業者に対し、この事業に関し報告を求め、またはLPガス販売事業者の事務所に立ち入り、この事業の帳簿、証拠書類等の検査を行うことがあります。

7-4 事業者情報の変更

LPガス販売事業者は、協会に報告している会社情報等に変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出てください

7-5 個人情報等の取扱い

協会は、LPガス販売事業者から提供された個人情報等については、法令を遵守し適正に管理します。なお、この事業の実施に必要な範囲で、提供された個人情報を取り扱います。

第8章 事業を行う上での注意点

8-1 申請・報告の注意点

8-1-1 交付申請を行う者

交付申請は事業者単位で行ってください。販売店ではありません。

8-1-2 交付申請する一般消費者等の数

この事業の全体額は、LPガス販売事業者が加入する損害賠償責任保険の数が算定根拠となっています。交付申請する一般消費者等の数が損害賠償責任保険の数を上回る場合、事業期間の終期まで事業を継続できない恐れがあります。交付申請する一般消費者等の数が損害賠償責任保険の数を一定数（30件程度）上回る場合は、理由を添えて申請をしてください。

8-1-3 実績（状況）報告に添付する値引き実績の内容を証する提出書類

様式第7「実績（状況）報告書」に添付する、値引き実績の内容を証する提出書類において、次の内容を確認します。

- ・使用場所が東近江市の確認
- ・値引きしていることの確認
- ・値引き金額の確認
- ・1の一般消費者等において複数回の値引きをしていないかの確認
- ・値引き対象外の公共施設が含まれていないかの確認
- ・工業用等に使用する者が含まれないかの確認
- ・重量販売が含まれていないかの確認

値引き実績の内容を証するものに、値引きを行った一般消費者等の一覧を添付する場合は、できるだけ様式第7-1「値引きを行った一般消費者等の一覧」での提出をお願いします。ただし、既存システムなどを活用する場合は、システム出力できる項目が記載されたもの、システム画面の写し等で報告いただいても結構です。ただし、交付決定を受けた値引き額と違う一般消費者等には、その値引き額を必ず記載してください。

値引き実績の内容を証する提出書類で、値引き額および値引き実績が確認できない場合は、販売所に立ち入り、帳簿書類等で確認することもあります。

8-2 値引きの注意点

8-2-1 値引きの開始

値引きは、交付決定の通知を受領してから行ってください。また、決定通知に記載された条件に基づき値引きを行ってください。交付決定を受けない値引きは、支援金の交付対象となりません。

8-2-2 値引きの考え方

1件の一般消費者等について、1回の検針に係る請求あたり1回の値引きを原則とします。

また、1件の一般消費者等についての値引きは、1月に1回のみです。

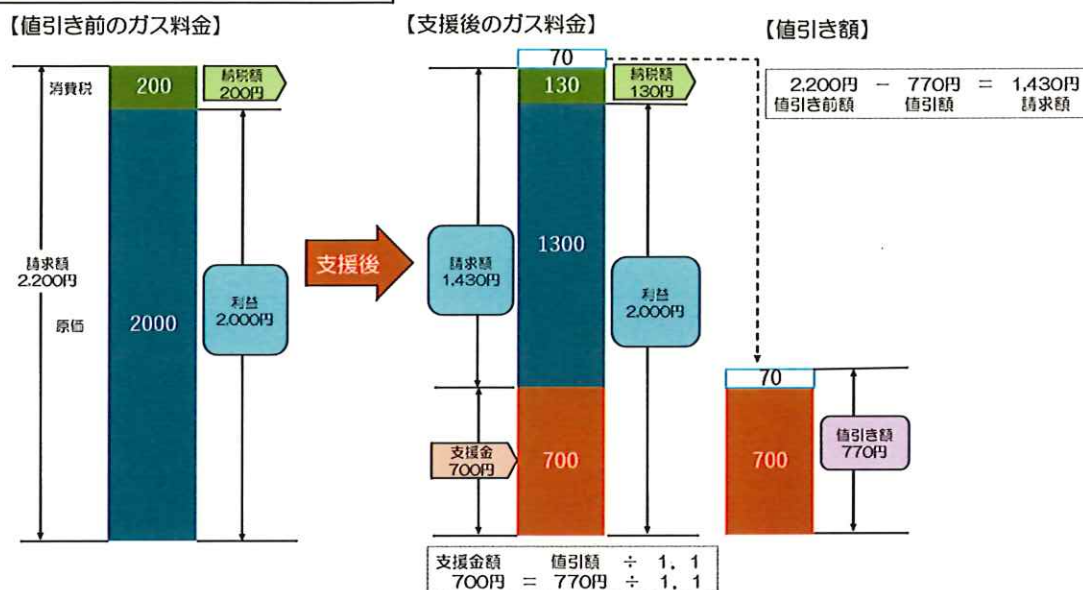
8-2-3 検針月の考え方

原則、1日から同月末日までに検針したものを同月検針分とします。

ただし、月の途中から翌月の途中までの検針に係る請求を、同じ月の請求書として発行している場合は、その期間が始まる日が属する月を検針月として考え、12月検針分で値引きを行えるように検針月を設定してください。様式第7「実績（状況）報告書」の検針月と検針票等の検針月の表記が違う場合は、実績（状況）報告書の提出の際にその旨をお伝えください。

8-2-4 値引きに対する支援金の額の考え方

値引きに対する支援金の額の考え方の例



8-2-5 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等

値引きの対象となる液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等とは、L P ガスを生活の用に供する一般消費者および消費の態様が生活の用に供する場合に類似しているものとなります。工業用等の高圧ガス保安法に該当（この手引きにおいて「工業用等」という。）する消費者は対象となりません。

○生活の用に供するとは・・・飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用、人間のための冷暖房用

×生活の用に該当しない・・・農産物の栽培、自動車燃料、窯業、工業製品の製造、化学原料、溶接、舗装、発電機、専ら飲食物の製造・卸を業としている者

8-2-6 生活の用と工業用等が混在する一般消費者等

生活の用と工業用等とに使用している一般消費者等については、主として工業用等に使用する者（使用量の多い方で判断）は、値引きの対象となりません。

8-2-7 ガス事業法の対象となる一般消費者等

ガス事業法の対象となる一般消費者等への値引きは、同法の特別供給の認可が必要となる場合があります。詳細については、近畿経済産業局 電力・ガス事業課へお問い合わせください。

8-2-8 公的機関の一般消費者等

国および地方公共団体の庁舎は値引き対象ではありません。

8-2-9 値引き期間中に、販売契約した一般消費者等

値引き期間の途中に、L P ガスの販売契約を締結した一般消費者等については、契約後の検針からの値引きとなります。

8-2-10 使用量が少ない一般消費者等

L P ガスの使用量が 0 m³でも値引きの対象となります。

8-2-11 請求額が値引き額以下の一般消費者等

請求額が値引き額以下の場合、請求額が値引き額となります。なお、請求額に L P ガス販売事業者の所有する消費設備の使用料金が含まれる場合、その設備使用料金は値引きの対象とはなりません。

$$\begin{array}{lcl} \text{例：値引き前料金} & \frac{1,050\text{円}}{\text{請求金額}} = & \frac{630\text{円}}{\text{L P ガス使用料金}} + \frac{420\text{円}}{\text{設備使用料金}} \\ & & \text{(基本料金+従量料金)} \\ \\ \text{値引き後料金} & \frac{420\text{円}}{\text{請求金額}} = & \frac{630\text{円}}{\text{L P ガス使用料金}} - \frac{630\text{円}}{\text{値引き額}} + \frac{420\text{円}}{\text{設備使用料金}} \end{array}$$

8-2-12 集合住宅の値引き

集合住宅で、大家に一括請求し、大家が各入居者へ料金を請求している場合の考え方のいずれにも該当する場合は、値引き単価に入居者数を乗じた額の値引きが可能です。その場合、申請書、報告書等の一般消費者等の数は、値引きを行うことになる入居者数を計上し、一般消費者等の一覧には値引き対象となる消費者名を記載してください。

- ・入居者ごとにガスメーターが設置され、それぞれのガスメーターを検針していること
- ・L P ガス販売事業者が、一般消費者等の損害に備えて契約する損害賠償責任保険を、入居者ごとに加入していること
- ・大家による各入居者への請求書に、値引き額および L P ガス料金値引き事業による値引きである旨を記載していること

8-2-13 2世帯住宅の値引き

1 のガスメーターに対して複数の請求をする場合は、値引きは 1 の消費者分になります。

また、同一敷地内にガスメーターが複数設置されているが請求が一括の場合も 1 の消費者分になります。ただし、次のいずれにも該当する場合は、ガスメーターごとに値引きが可能です。その場合、申請書、報告書等の一般消費者等の数は、値引きを行うことになる数を計上し、一般消費者等の一覧には値引き対象となる消費者名を記載してください。

- ・ガスメーターごとに検針していること
- ・L P ガス販売事業者が、一般消費者等の損害に備えて契約する損害賠償責任保険を、ガスメーターごとに加入していること
- ・ガスメーターごとの検針票または請求書に、値引き額および L P ガス料金値引き事業による値引きである旨を記載していること

8-3 その他の注意点

8-3-1 交付要領および本手引きの相違

交付要領と本手引きの記載内容に相違がある場合は、交付要領を優先します。

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県L Pガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社

代表取締役 東近江 太郎

住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市L Pガス料金負担軽減支援金 交付申請書

L Pガス料金負担軽減支援金の交付を受けたいので、令和8年度東近江市L Pガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、要領の別紙1または別紙2のいずれかに該当する事実が判明したときは、交付決定後であっても補助金の一部または全部が受給できなくなることに加え、債権回収、賠償請求の実施または刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

1 販売事業登録番号 25A0523（☒液化石油ガス法登録 ☐ガス事業法登録）

2 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 460件

3 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

様式第1－1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」のとおり※1

※1：様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可。できるだけ電子データ（エクセルファイル）で提出

4 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
12月	12月	770円

5 標準的な料金メニュー 別紙のとおり※2

※2：液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日 資源エネルギー庁 資源・燃料部）3(1)に規定されるもの等

様式第1（第5条関係）

6 要領に基づく値引きを行う一般消費者等（☒のものが該当）

- ☒一般消費者等のLPガス消費地は、全て東近江市内である。
- ☒一般消費者等のLPガス消費の態様が、液化石油ガス法第2条第2項に規定する、生活の用または生活の用に供する場合に類似している者である。
- ☒一般消費者等は、全て体積販売（ガスメーター）により供給を受ける者である。
- ☒1月に2回以上値引きを行う一般消費者等はいない。
- ☒一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。
- ☒一般消費者等は、値引き対象となる検針月に、LPガスの販売契約を締結している者である。

7 制約事項、同意事項に関する確認および同意

- ・要領の別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙3「LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項」の内容を確認し同意します。

8 連絡担当者（送付物はこちらにお送りさせていただきます）

氏 名 東近江 一郎
所 属 東近江エルピーガス販売株式会社 東近江営業所
所属先住所 〒527-8527 東近江市八日市緑町●番●号
電話番号 0748-24-1234 FAX 番号 0748-24-1457
メールアドレス ●●●●●@●●●●.jp

要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

番号	値引き対象者の氏名または名称	LPガスを消費する所在地
1	東近江太郎	東近江市八日市緑町●番●号
2	東近江一郎	東近江市五個荘日吉町●●番地
3	東近江花子	東近江市甲津畑町●●番地
4	東近江道子	東近江市川合町●●番地
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

<参考> 滋賀県LPガス協会→販売事業者

滋LP協第〇〇〇号
令和8年□月□□日

〇〇販売事業者様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 交付決定通知書

令和8年●月●日付けで申請のあった標記支援金については、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第6条の規定により、次のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定の内容

- (1) 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 460 件
(2) 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
12月	12月	770円

2 留意事項

- (1) 交付決定内容の変更

上記1の交付決定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、承認を受けなければならない。なお、一般消費者等の数については、30件以上増加する場合にのみ変更の承認を要するものとする。

- (2) 実績（状況）報告

要領に基づき値引きを実施したときは、値引きを行った月ごとに要領第12条または要領第13条の規定に基づく様式第7による実績（状況）報告書を提出する。

- (3) 概算払請求

実績報告前に支援金が必要となる場合には、要領第15条の規定に基づく様式第10による概算払請求書を提出する。

- (4) 支援金の返還

概算払を受けた支援金の額が、支援金の確定額を超える場合は、要領第14条の規定に基づき、協会が指定する期日までに返還する。

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県L Pガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社

代表取締役 東近江 太郎

住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市L Pガス料金負担軽減支援金 変更承認申請書

交付決定通知書の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋L P協第○○○号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、その内容を変更したいので、令和8年度東近江市L Pガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容（☑のものが該当）

☑交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数について30件以上の増加

変更後の値引きを行う一般消費者等の数 490件

※変更後の様式1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」を添付

□交付決定を受けた値引き額または期間の変更

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
12月	月	円

2 変更の年月日 令和●年●月●日

3 変更の理由 L Pガス販売契約を締結したため

令和8年 ● 月 ● 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社
代表取締役 東近江 太郎
住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 中止（廃止）承認申請書

交付決定通知書の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋LP協第○○○号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領第10条の規定に基づき、下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）の内容

値引き支援事業の中止

2 中止（廃止）する理由

値引き対象者がなくなった為

3 中止（廃止）の年月日

令和8年11月30日

（備考） 1 中止（廃止）する根拠となるものを添付すること。

令和8年 ● 月 ● 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社

代表取締役 東近江 太郎

住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 実績（状況）報告書

交付決定通知書の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋LP協第○○○号で標記支援金の交付決定の通知があった事業業について、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第13条（第12条）の規定により、関係書類を添えてその実績（状況）を報告します。

1 要領に基づく値引きを行った実績

検針	概算払いを受けた額	値引きを行った一般消費者等の数	値引き総額 (消費税込み額)	支援金の請求額 ※1
12月	343,000 円	495	381,150 円	346,500 円
合計	343,000 円	495	381,150 円	346,500 円

※1：値引き総額（消費税込み額）を消費税率で割り戻した額

（値引き総額÷1.1とし、1円未満の端数がある場合は切り捨てる）

2 要領に基づく値引きを行った一般消費者等（☑のものが該当）

- ☒ 一般消費者等のLPガス消費地は、全て東近江市内である。
- ☒ 一般消費者等のLPガス消費の態様が、液化石油ガス法第2条第2項に規定する、生活の用または生活の用に供する場合に類似している者である。
- ☒ 一般消費者等は、全て体積販売（ガスメーター）により供給を受ける者である。
- ☒ 1月に2回以上値引きを行った、一般消費者等はいない。
- ☒ 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。
- ☒ 一般消費者等は、値引き対象となる検針月に、LPガスの販売契約を締結している者である。

様式第7（第13条（第12条）関係）

3 値引き実績の内容を証する提出書類（☒のものを提出）※2

☐① 使用者名、使用量、請求額および値引き額が明示された請求書または検針票で、
スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録されたもの

☒② 様式第7-1「値引きを行った一般消費者等の一覧」※3

☐③ 使用者名、使用量、請求額および値引き額が明示された請求書または検針票の写し（書面）

※2 ①、②または③のいずれかを提出する。できるだけ、①または②で提出する。
請求額および振り込み額を確認するため、無作為に指定する10件程度の一般消費者等について、入金明細書の写しの提出を求める。

※3 様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可（請求システム等の出力を提出する場合で、値引き額の記載ができない場合は、値引き額の記載を省略したものでもよい）。原則、電子データ（エクセルファイル）で提出する。無作為に指定する10件程度の一般消費者等について、①または③の提出を求める。

様式第7-1

令和8年12月検針分の値引きを行った一般消費者等の一覧

番号	氏名または名称	消費場所	使用量 [m3]	値引額 [円]	請求額 [円]
1	東近江太郎	東近江市八日市緑町●番●号	5	770	5,430
2	東近江一郎	東近江市五個荘日吉町●●番地	6	770	5,590
3	東近江花子	東近江市甲津畑町●●番地	12	770	9,010
4	東近江道子	東近江市川合町●●番地	3	770	4,030

＜参考＞支援金額確定通知（協会→販売事業者）例
精算払い請求書を記入される時の参考にしてください。

滋LP協第〇〇〇号

令和□年□月□□日

〇〇販売事業者 様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金の額の確定について（通知）例

標記の支援金については、令和◇年◇月◇日付けにて報告のあった実績にて、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領第14条の規定により、次のとおり支援金の額を確定したので通知します。

1 要領に基づく値引きに対する原資支援額（1円未満切り捨て） 346,500円

値引き原資支援額＝値引き総額（税込み額）÷1.1（1円未満切り捨て）

精算払い請求書には記入しません

2 要領に基づく値引き実施のための経費支援額（事務手数料） 148,500円

販売事業者事務手数料＝300円×値引きした消費者数【上限120万円】

精算払い請求書には記入しません

3 支援金の確定額（上記1＋2の合計額） 495,000円

精算払い請求書の（B）に記入

※ 概算払い（前もって値引き資金の請求制度）を行った金額 343,000円

概算払い制度を利用された方は、この金額を精算払い請求書の（A）に記入

利用されていない方は、精算払い請求書の（A）は、0円と記入

（内 訳）

検針	値引き単価	値引きした 消費者数	値引き総額	値引き原資 支援額	概算払いを 行った金額
12月	770円	495件	381,150円	346,500円	343,000円

＜記入例＞

様式第9（第15条関係）

令和△年△月△△日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社
代表取締役 東近江 太郎
住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 精算払請求書

支援金額確定通知の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和□年□月□□日付け滋LP協第○○○号で標記支援金の額の確定通知があった事業について、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 精算払請求額または返還額

概算払いを受けた額	(A)	343,000円
支援金の確定額	(B)	495,000円
精算払請求額（B ≥ Aの場合）	(B - A)	152,000円
支援金の返還額（B < Aの場合）	(A - B)	－円

2 精算払額の振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別 (☑が該当)	☑普通預金 ・ □当座預金		
口座番号	●●●●●●●●		
(フリガナ) 口座名義	ヒカシオウミエルピーガス販売株式会社 代表取締役 東近江 太郎		

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社

代表取締役 東近江 太郎

住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 概算払請求書


 交付決定通知書の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋LP協第○○○号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 343,000円

$$\frac{490 \text{ 件}}{\text{一般消費者等の数}} \times \frac{770 \text{ 円}}{\text{値引き額}} \div 1.1$$
 消費税率

2 概算払請求額の根拠

概算払請求を希望する値引き対象月 (☑が今回対象)	☒ 12月検針分
値引きを行う一般消費者等の数	490件/月

3 概算払額の振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別 (☑が該当)	☒ 普通預金 ・ ☐ 当座預金		
口座番号	●●●●●●●●		
(フリガナ) 口座名義	ヒカシオミエルピーガス販売株式会社 代表取締役 東近江 太郎		

(備考) 1 概算払請求は、次回検針分を請求するものとする。

2 概算払請求額は、概算払いを希望する値引き対象月数に、交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数および1件あたりの値引き額を1.1で割り戻した額を乗じたものを超えないものとする。